

難病対策及び小児慢性特定疾病対策をめぐる 最近の動向について

令和5年7月

医療DXについて

医療DXの推進に関する工程表（概要）

基本的な考え方

- 医療DXに関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指していく
- サイバーセキュリティを確保しつつ、医療DXを実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる

マイナンバーカードの健康保険証の一体化の加速等

- 2024年秋に健康保険証を廃止する
- 2023年度中に生活保護（医療扶助）でのオンライン資格確認の導入

全国医療情報プラットフォームの構築

- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、2023年度中に検討体制を構築

電子カルテ情報の標準化等

- 2023年度に透析情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指し標準規格化。2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討
- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す

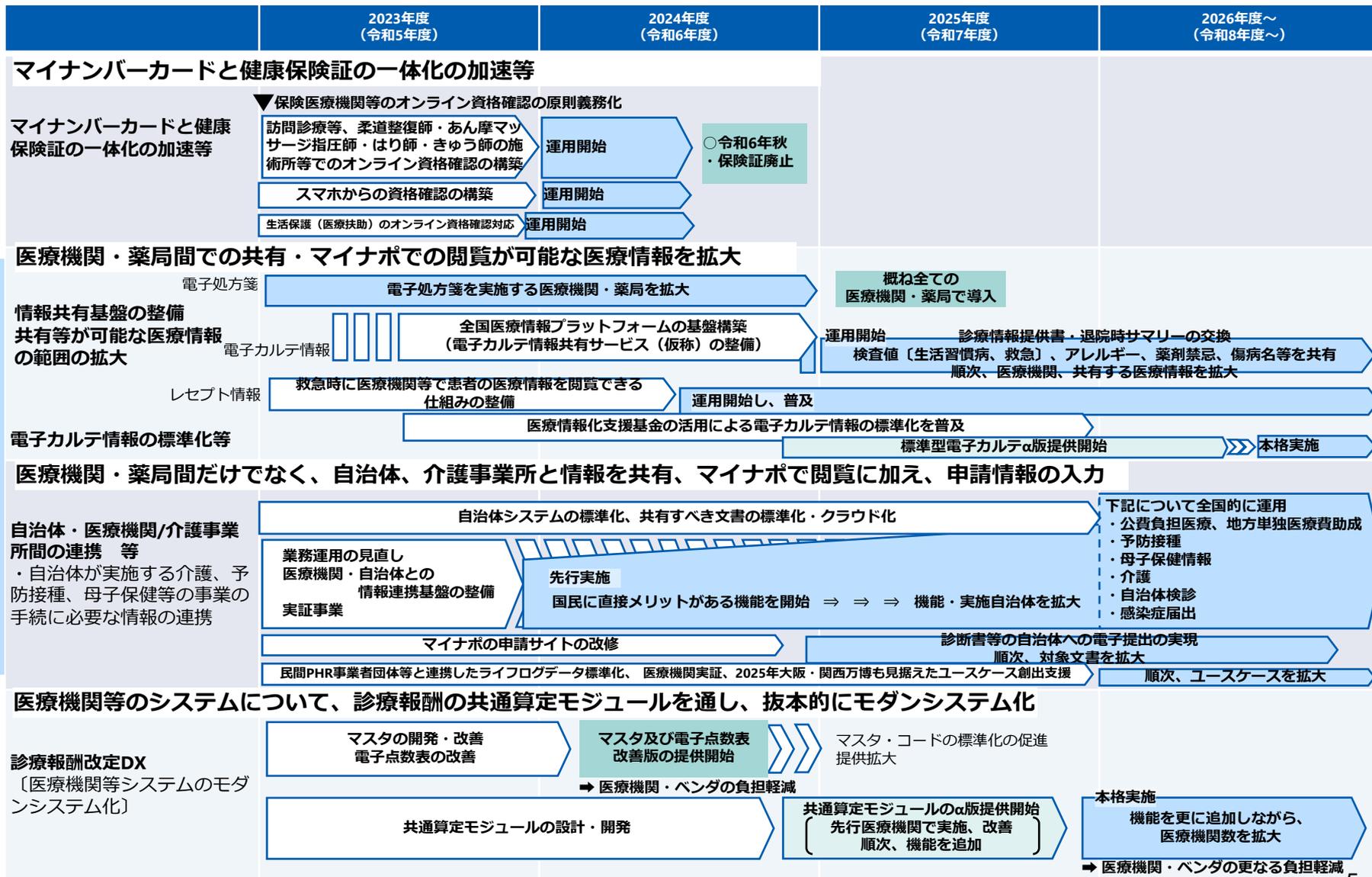
診療報酬改定DX

- 2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に共通算定モジュールを本格的に提供。共通算定モジュール等を実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化
- 診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、実施年度及び施行時期について、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて検討

医療DXの実施主体

- 社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組
- 具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点から踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

マイナンバーによる情報連携の正確性確保 に向けた総点検について

マイナンバーの誤紐付け事案

健康保険証の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の資格情報に紐付いた事案
令和3年10月～令和4年11月末まで
誤登録7,312件
うち薬剤情報等が閲覧された件数6件
- ・ 令和4年12月～令和5年5月22日まで
誤登録60件
うち薬剤情報等が閲覧された件数4件

■ 原因

- ・ 資格取得時にマイナンバーの記載がなかったため、保険者において、J-LISに本人情報を照会したが、本来、国から示された通知に則り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致した場合のみ登録すべきところ、異なる方法で実施し、別人の情報を登録した。

■ 対策

(1) 新規事案の発生防止

- ・ マイナンバーの記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
- ・ 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修、来年度から実施予定】

(2) 既存データの総点検

- ・ 全保険者に対し、点検を要請。6月末までの作業状況の報告、7月末までに作業結果の報告を求め
- ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う

地方職員共済組合での紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の年金情報に紐付いた事案
 - ・ マイナポータルに別人の年金情報が表示された（1件）
- ※年金の支給額や掛金額への影響はない

■ 原因

- ・ 地方職員共済組合において、元組合員の情報をシステムに登録する際マイナンバーの記載がなかったため、J-LISに本人情報を照会したが、誤った氏名（旧姓）で照会を行った上で住所情報の合致を確認しなかった。

■ 対策

(1) 新規事案の発生防止

- ・ 資格取得・裁定請求時のマイナンバーの記載を徹底することとし、関係省令を改正
- ・ 提出されたマイナンバーが正確かどうかを確認するため、全件にわたりJ-LISに照会し、登録データとJ-LISのデータを照合

(2) 既存データの総点検

- ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う
 - ・ 7月末までに作業結果の報告を求め
- ※ 新規事案の発生防止と既存データの総点検は、全ての共済年金（地方公務員共済に加え、国家公務員共済、私立学校教職員共済）において同様の対策を実施。

障害者手帳情報の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の障害者手帳情報に紐付いた事案

累計件数は、62件（静岡県）（6/20公表）

■ 原因

- ① マイナンバーの記載がなく、自治体が、J-LISへの照会で障害者のマイナンバーを取得する際に、住所を含まないカナ氏名、生年月日のみを用いて照会を行い、十分な確認を経ないまま、同姓同名である他人のマイナンバーが紐付いた。
- ② 削除すべき情報が自治体の手帳システムに残っていたため、マイナンバーに複数の手帳記録を紐付けてしまった。

■ 対策

(1) 事務処理状況の確認（7月中）

- ・ 全国の自治体で、氏名、生年月日、性別、住所を用いた確認が行われているかなど、紐付けの事務処理の実情を確認

(2) 紐付けについての点検

- ・ 住所を含まない氏名、生年月日などでマイナンバーを照会している自治体は、氏名、生年月日、性別、住所を活用するなどにより、適切に紐付けているか確認。
- ・ システム仕様等の問題を解消。

(3) 自治体の事務処理方法の見直し

- ・ 手帳申請様式のマイナンバーの記載欄に申請者からの記載を求めた上で、住基ネットによる照会で確認するなど、自治体の事務処理方法を見直す。

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバー届出義務の有無、 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで (8月末に中間報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など ・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の改正について

マイナンバー法等の一部改正法の概要

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。

※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加

- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。

⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。

※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。

※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能

⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。

- 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。

- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。

⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。

- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したもとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。

(※1) 公金受取口座は給付のみに利用。

(※2) 事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。

⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

公布日：令和5年6月9日

新たにマイナンバー利用予定の国家資格等の具体例(約50資格)

- 令和5年度のマイナンバー法等の一部改正で追加された国家資格はおよそ50資格に渡り、今後国家資格等情報連携・活用システムとの連携についても調整を予定している。

【内閣府】

- 国家戦略特別区域限定保育士

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、受胎調節実地指導員、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

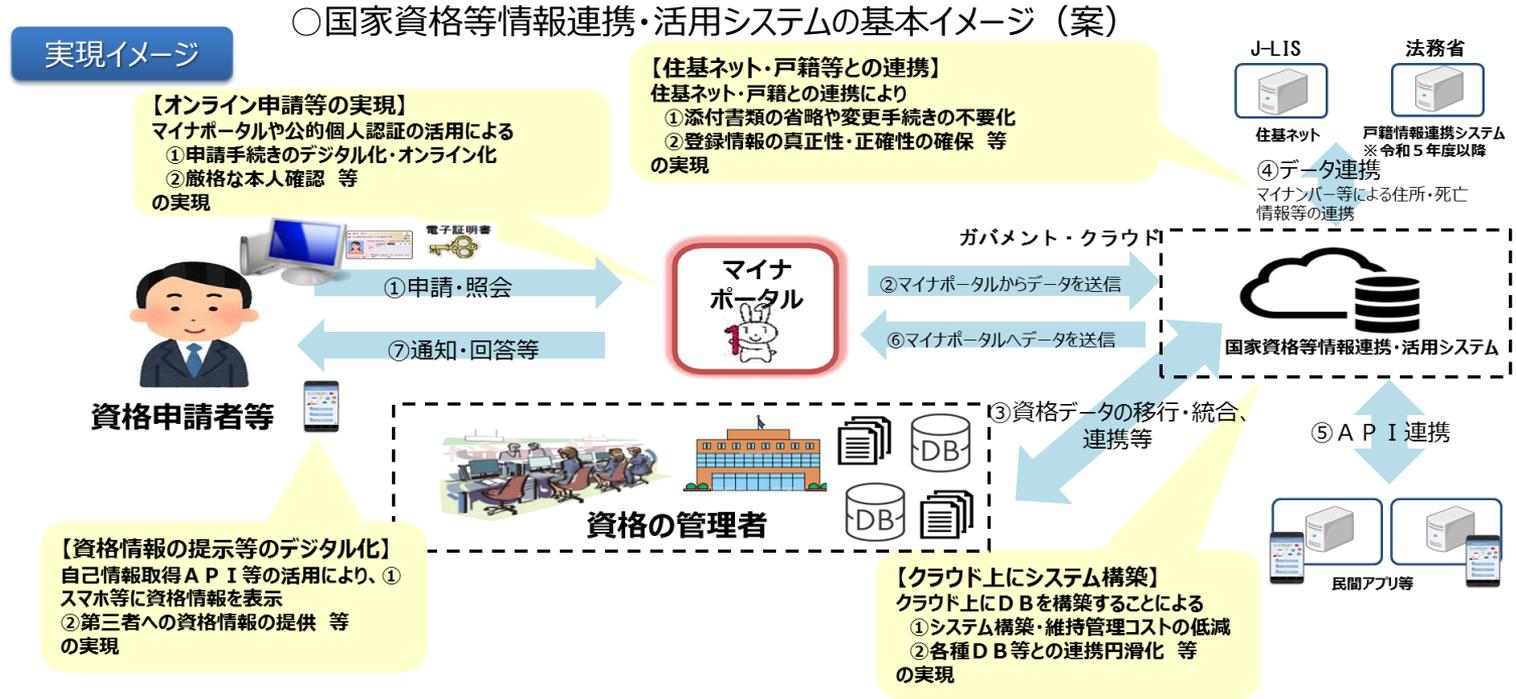
- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
(第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士)

マイナンバー制度のさらなる活用：国家資格等のデジタル化

○ デジタル改革関連法（令和3年5月19日公布）による番号法、住民基本台帳法等の改正により、令和6年度より社会保障等に係る32資格（うち社会保障関係は31資格）の資格情報について、デジタル庁が構築する国家資格等情報連携・活用システムへの格納を通じてマイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

※ 社会保障等の32資格：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士

○ さらに、上記以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバー制度を活用したデジタル化を進め、資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。



指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等 データベースについて

指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等データベースのシステムリリーススケジュール

- 開発フェーズを1次開発、2次開発に分けて改修を進めている。
- 1次開発は、主に小慢DBに関する機能であり、2023年10月頭のリリースを予定
- 2次開発は、主に難病DBに関する機能であり、2024年3月末のリリースを予定
- 指定医のID発行にかかる先行リリースは、2023年8月より開始

